

群馬県立女子大学文学部履修及び学修の評価に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 単位算定の基準（第2条）
- 第3章 授業科目及び履修の登録（第3条―第6条）
- 第4章 単位修得の認定及び学修の評価（第7条―第19条）
- 第5章 その他（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第15条第3項及び第16条第3項の規定に基づき、学生の履修及び学修の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 単位算定の基準

（単位算定の基準）

第2条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により単位数を計算するものとする。

- （1）講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- （2）実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、科目により別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究又は卒業制作については、その学修の成果を評価して単位を授与することができる。

第3章 授業科目及び履修の登録

（授業科目）

第3条 各授業科目及びその履修については、履修要項の教育課程（文学部）の定めるところとする。

（履修の登録）

第4条 学生は、毎学期履修しようとする授業科目の履修登録を、別に定める期日までに、登録しなければならない。

（履修の変更等）

第5条 前条の規定により登録した授業科目の履修を変更し、又は取り消す場合は、履修登録変更期間内に変更登録をしなければならない。ただし、本人の責めに帰さない事由

により、授業への継続的な出席又は試験受験が困難な場合は、履修登録変更期間後の履修取消しを認めることがある。

(他学科等の科目の履修)

第6条 他学科の専門教育科目、他学部の専門科目・教養科目、群馬学センターの開講科目、地域日本語教育センターの開講科目及びキャリア支援センターの開講科目、他大学の単位互換科目の履修については、学科ごとに別に定めるところによる。

2 前項に規定する科目の履修は、設備その他の都合により制限することがある。

第4章 単位修得の認定及び学修の評価

(学業成績の評価)

第7条 学業成績の評価は、授業科目の履修期間が終了したときに、試験及び平素の成績を総合して次により判定する。

判定	評価	グレード ポイント	評点	評価基準
五段階 評価	秀・S	4	100点以下 90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている
	優・A	3	90点未満 80点以上	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	良・B	2	80点未満 70点以上	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	可・C	1	70点未満 60点以上	到達目標を達成している
	不可・F	0	60点未満	到達目標を達成していない
合否	合	-	-	本学の科目で成績を合・否で評価すると事前に定めるもののうち、合格とするもの
	否	-	-	本学の科目で成績を合・否で評価すると事前に定めるもののうち、不合格とするもの
認	認	-	-	他大学等の履修科目を本学の科目に読み替える際に、秀・優・良・可のいずれかに評価しがたいもの

2 定期試験を受験しない等の事由により、学業成績の評価が不可能な科目は成績が欠(X)となる。欠(X)のグレードポイントは0とする。

(単位修得の認定)

第8条 単位は、前条の基準により、秀、優、良、可、合及び認の評価を得た者に与える。

(試験)

第9条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、毎学期末に期間を定めて行うのを原則とし、臨時試験は、各授業科目担当教員が必要に応じて行うものとする。

(追試験)

第 10 条 追試験は、次の各号に掲げる理由により定期試験を受けられなかった者について期日を指定し実施する。

- (1) 本人が病気の時
- (2) 就職試験と重なったとき
- (3) 交通機関に事故があったとき
- (4) その他やむを得ない理由があると認められたとき

2 追試験を受けようとする者は追試験願（別記様式第 1 号）に、医師の診断書その他定期試験を受けられなかったことを証明する書類を添えて、定期試験終了後 1 週間以内に教務係へ提出しなければならない。

(再試験)

第 11 条 再試験は、卒業予定学期に行われた試験の成績が不可であったため卒業要件を満たせなかった者に対して、2 科目を限度として実施することができる。ただし、卒業論文、卒業研究又は卒業制作の審査に合格していなければならない。

2 試験の成績評価は原則として可以下とする。

(試験の受験を認めない者)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることを認めない。

- (1) 受験しようとする科目について履修登録をしていない者
- (2) 追試験において追試験願を提出していない者
- (3) 受験しようとする科目の授業時間数の 3 分の 2 以上授業に出席していない者
- (4) 再試験受験願を提出していない者

(単位修得課題)

第 13 条 単位修得課題は、成績評価に際して定期試験と同等の比重を有する課題とする。

2 次の各号に掲げる理由により単位修得課題を提出できなかった者について、提出期限後の提出を認める。

- (1) 本人が病気の時
- (2) その他やむを得ない理由があると認められたとき

3 前項の規定により単位修得課題を期限後に提出しようとする者は単位修得課題期限後提出願（別記様式第 2 号）に、医師の診断書その他単位修得課題を提出できないことを証明する書類を添えて、定期試験終了後 1 週間以内に教務係へ提出しなければならない。

(授業の欠席)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当することにより授業を欠席した場合は、第 12 条第 3 号の授業時間数の計算に当たって欠席時間数に算入しない。ただし、集中講義において

授業時間数の3分の1を超えて欠席する場合はこの限りでない。

- (1) 教育実習、介護等体験又は博物館実習の期間及びその打合せのための指定された日
に出席する場合（実習等のため遠隔地に赴く場合には、往復に要する日数を欠席日
数に加算する。）
- (2) 忌引きの場合（葬儀のため遠隔地に赴く場合には、往復に要する日数を次に掲げる
日数に加算する。）

ア 配偶者	10 日以内
イ 父母若しくは配偶者の父母又は子	7 日以内
ウ 兄弟姉妹	5 日以内
エ 祖父母	3 日以内
- (3) 交通機関の事故の場合（交通機関の証明書が必要）
- (4) 学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の場合
- (5) その他学部長が適当と認めた場合

2 前項の規定の適用を受けようとする者は授業欠席届（別記様式第 3 号）を授業科目担
当教員に提出しなければならない。

（不正行為）

第 15 条 試験等における不正行為は懲戒の対象となり得る。懲戒については、「群馬県立
女子大学学生懲戒規程」及び「群馬県立女子大学学生懲戒規程の試験等における不正行為
に関する細則」の定めるところによる。

（卒業論文、卒業研究又は卒業制作）

第 16 条 本学に 3 年以上在学し、卒業を予定している者は、卒業論文、卒業研究又は卒
業制作を提出することができる。

第 17 条 卒業論文、卒業研究又は卒業制作の様式及び作成方法等については、当該学科
の規定と指導に従うものとする。

第 18 条 卒業論文、卒業研究又は卒業制作は、定められた日時までに教務係へ提出する
ものとする。

第 19 条 卒業論文又は卒業制作が提出期限までに提出されなかった場合及び不合格と判
定された場合には、定められた日時までに教務係へ提出し、審査のうえ同年の 6 月 30
日付け卒業とすることができる。ただし、平成 26 年度以降に入学した学生には適用し
ない。

第 5 章 その他

（委任）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学文学部履修及び学修の評価に関する規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。